

虐待の防止のための指針

令和6年4月1日

井上病院ケアプランセンター

虐待の防止のための指針

(事業所における虐待の防止に関する基本的考え方)

第1条 当事業所では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

- ①身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について)

第2条 当事業所では、虐待発生防止に努める観点から、「虐待防止検討委員会」を組成します。

なお、本委員会の運営責任者は当事業所の管理者とし、職員を「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下担当者)」とします。

2 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当該地域包括支援センターと連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

3 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合があります。

4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集します。

5 虐待防止検討委員会の議題は、担当者が定めます。具体的には、次のような内容について協議するものとします。

- ① 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第3条 職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

2 具体的には、次のプログラムにより実施します。

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解・虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順・発生した場合の改善策

3 実施は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

4 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

(虐待又はその疑い<以下、「虐待等」という。>が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第4条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

2 また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第5条 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、地域包括支援センターへ相談します。

2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、地域包括支援センターと連携します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 事業所内担当ケースで虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

(成年後見制度の利用支援に関する事項)

第6条 利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

(虐待等に係る苦情解決方法に関する事項)

第7条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、地域包括支援センターに相談します。

2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。

4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

(利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項)

第8条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

(その他虐待の防止の推進のために必要な事項)

第9条 第3条に定める研修会のほか、地域包括支援センターや社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

附則 この指針は、令和6年4月1日より施行する

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
<p>身体的虐待</p>	<p>① 暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
<p>介護・世話の放棄・放任</p>	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪、ひげ、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。

区分	具体的な例
介護・世話の放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"> ・室内にごみが発生している、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ① 威嚇的な発言、態度・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など ② 侮辱的な発言、態度・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。

区分	具体的な例
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・話しかけ、ナースコール等を見捨てる。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。など ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見捨てるおむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を見捨てる食事の全介助をする。など ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく見捨てる伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を見捨てる面会させない。など ⑦ その他・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など
性的虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。

区分	具体的な例
性的虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること ・事業所に金銭を寄付 ・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服 ・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※ 身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」(東京高裁判決昭和25年6月10日)

対応(初動期対応と見極め)

(1)相談等受付(情報収集)

- 1)居宅介護支援事業所が直接及び連携機関から虐待の可能性を観察したら、事業所内及び連携機関と情報交換を実施。
 - 2)地域包括支援センター、長寿課へ通報する。関係機関とともに高齢者の状況、養護者の情報など可能な限り詳細な情報について情報提供する。
- ※ 必要に応じて、再度介護サービス等の関係機関とも連携を図りながら実施。

【確認すべき情報の例】

- ・高齢者本人の状況：氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力、要介護状態など
- ・虐待の状況：虐待の具体的な状況、通報者が感じる緊急性など
- ・虐待者、家族の状況：虐待者の氏名、居所、連絡先、心身の状況、高齢者との関係など

(2) 居宅介護支援事業所及び関係機関、地域包括支援センター、高齢者福祉課との事実確認(初期スクリーニング)

1) 可能な限り訪問して確認を行う。

- ・健康相談の訪問など、理由をつけてから介入を試みる。
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たずに対応する。
- ・介護負担の軽減を図るプランを作成する。

2) 収集した情報に基づいて確認を行う。

- ・養護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報(家の状況、居室内の状況、本人の様子など)を収集する。

3) 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する。

- ・緊急分離か見守りか
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か
- ・病院か施設か

分離の対応手段

区分	内容
やむを得ない事由による措置	やむを得ない事由(虐待、認知症)により、契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、老人福祉法第10条及び第11条により、市町村長が職権をもって介護サービスを提供する。
契約による介護サービスの利用	本人同意(成年後見制度の活用含む)によって、契約による介護サービスの利用(ショートステイ、入所等)を行い、その間に家族調整を行う。

(4) 高齢者虐待リスクアセスメントシート

支援の緊急度、方向性の判断をチェックする際に活用します。あくまでも保護・援助の必要性を判断するための手段

差し迫った虐待の状況が見られる	レベルA	高齢者の状況	① すでに重大な結果を生じている。頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺願望、その他
			② 高齢者自身が保護を求めている。
			③ 「殺される」「〇〇(養護者)が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際にその兆候が見られる。
			④ 年金・預貯金等を搾取されたため電気・ガス・水道等がストップ、食料が底をついている。
			⑤ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
	養護者の状況	⑥ 刃物、ビンなど凶器を使った暴力や脅しがある。	
		⑦ 「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切迫感がある。	
		⑧ 暴力や世話の放棄を繰り返し、支援機関との接触・助言に応じないまま状況を悪化させている。	
	他	<その他>	

(4) 高齢者虐待リスクアセスメントシート

支援の緊急度、方向性の判断をチェックする際に活用します。あくまでも保護・援助の必要性を判断するための手段

レ ベ ル B	高齢者	⑨ 今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、回復状態がさまざまな傷、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
	養護者	⑩ 高齢者に体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
	養護者	⑪ 介護サービス利用料を3か月以上滞納しており、支払う意思も見られない。
	他	<その他>

○レベルA・・・緊急分離、保護

○レベルB・・・分離、保護を検討

○レベルC・・・定期的な状況確認・支援 分離・保護の可能性の検討

※ 1項目以上該当ありの場合、高いレベルの条件に従い支援を行う。

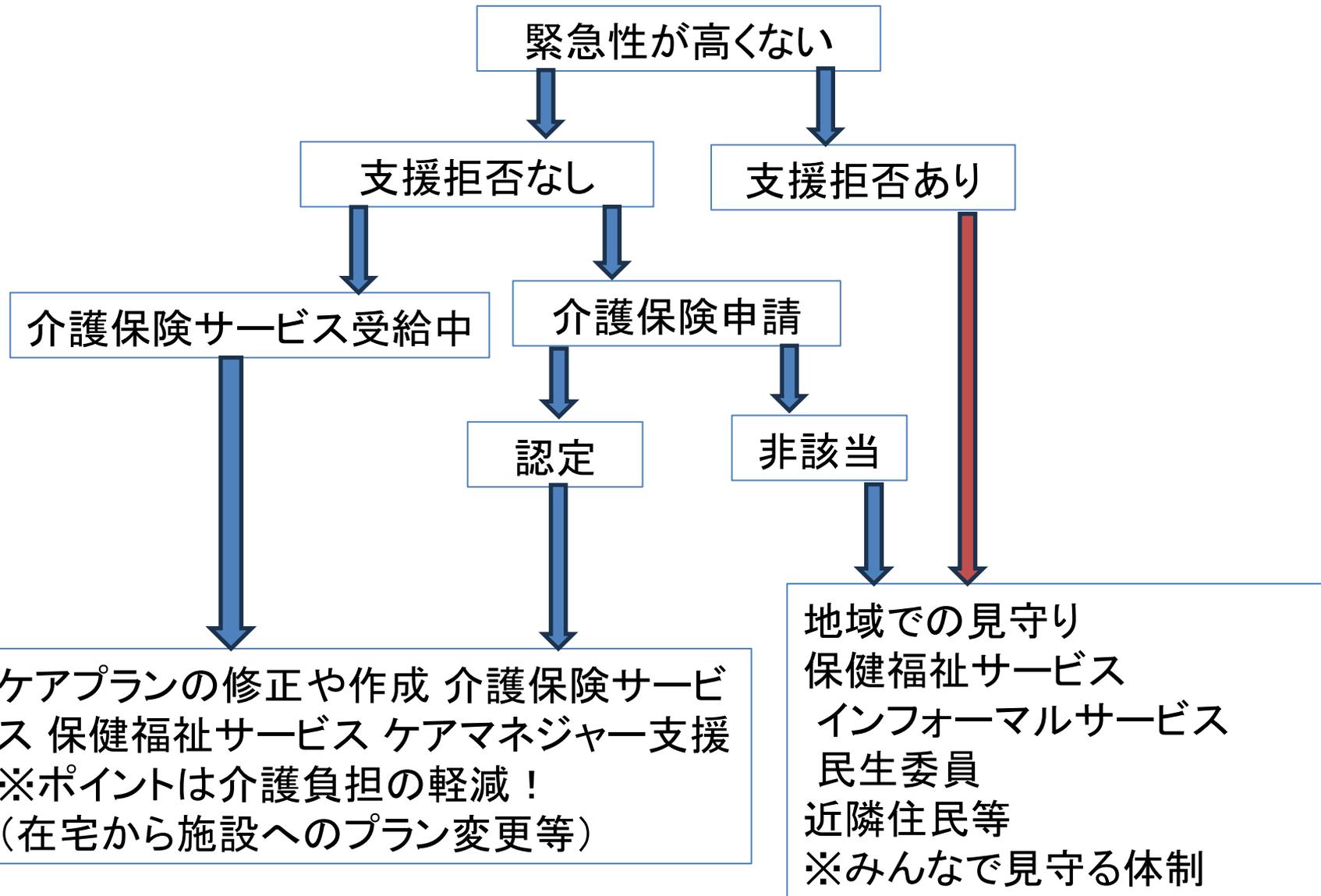
(4) 高齢者虐待リスクアセスメントシート

支援の緊急度、方向性の判断をチェックする際に活用します。あくまでも保護・援助の必要性を判断するための手段

虐待につながる りやすい要因がある	レベルC	高齢者の状況	⑫ 介護度が高いが、相応の医療・介護を受けていない。
			⑬ 認知症・精神疾患による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしている。 徘徊・昼夜逆転・頻繁な訴え・異食・弄便・大声・不快音・噛みつき・引っ掻き・蹴飛ばし等
			⑭ 性格に偏りがあるため、養護者と不仲となり孤立した状態である。
	養護者の状況		⑮ 精神疾患・アルコール依存症・知的障害等があるが、医療的管理をしていない。
			⑯ 高齢者の年金等を管理していることにより、高齢者自身の生活に何らかの支障を与えている。
			⑰ 高齢者に対し、日常的に冷淡・否定的な態度で接している。
			⑱ 介護疲れが激しく、苛立っている。
			⑲ 友人や親族等と疎遠で、相談相手がおらず孤独である。
			⑳ 激昂しやすく、感情のコントロールができない。
	他	<その他>	

(5) 緊急性が低い場合の対応(イメージ図)

既存の仕組みで対応が可能であると判断できる場合には、地域包括支援センターに相談しながら関係機関などによる介護保険サービス利用、社会資源の活用等を実施します。



(6) 高齢者虐待を未然に防ぐために

1 高齢者虐待の発生要因

高齢者虐待の要因を理解することは、支援の必要性を早期に気づくために有効です。高齢者虐待は、以下の様々な要因が関連して発生するとされています。

養護者の要因	高齢者の要因など
<ul style="list-style-type: none">・ 介護負担の増大、疲れや介護がいつまで続くのか不安・ 介護の方法がわからない。・ 介護者の孤独・ 介護者に対して理解者、協力者がいない。・ 高齢者の病気(認知症など)に対して理解ができていない。・ 介護が必要になったことを隠したい。・ 高齢者と養護者の過去の特別な人間関係・ 経済的な問題・虐待をしている認識がない。	<ul style="list-style-type: none">・ 介護サービスを受けたがらない。・ 認知症による問題行動や言動・ 介護が必要になったことを隠したい。・ 介護者に協力的でない。・ 過去の家族関係のトラブル・ 経済的利害関係問題・ 虐待を受けている自覚がない。

【ケース全体の捉え方(イメージ図)】

<養護者>

<高齢者>

生育歴 性格

生育歴 性格

過去

(人間関係)

介護負担 疲労
経済的圧迫

現在

(虐待の関係)

疾病 認知症
要介護状況
年金生活

介護負担の増加
疲労の蓄積
経済的困窮

将来予測

(虐待悪化、在宅の限界)

病状悪化
認知症悪化
要介護度の悪化

(7) 高齢者への虐待発見チェックリスト

- <使い方> 1 チェック欄に「レ」があれば、自分一人ではなく、同僚や上司等、複数の目で確認してください。
2 複数の「レ」があり、高齢者虐待が疑われる場合は、地域包括支援センターなどへご相談ください。

【身体的暴力による虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	身体や頭、顔などに小さなキズやみみずばれが頻繁にみられる
	回復状態が様々な段階のキズ、あざなどがある
	臀部や手のひら、背中等に火傷跡がある
	急におびえたり、恐ろしがったりする
	「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
	キズやあざの説明のつじつまが合わない

【心理的障害を与える虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	かきむしり、噛みつき、ゆすりなどがみられる
	身体を委縮させる
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる
	無力感、あきらめ、なげやりな様子になる

(7) 高齢者への虐待発見チェックリスト

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	年金や財産収入があることが明白であるのに、お金がないと訴える
	経済的に困っていないのに、料金のかかるサービスを利用したがない
	お金があるのに、サービスの利用料や生活費の支払いができない
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える

【介護等日常生活上の世話の放棄、拒否等のサイン】

チェック欄	サイン例
	居住部屋、住居が極めて非衛生的である、また、異臭を放っている
	部屋に衣類やおむつなどが散乱している
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多い
	汚れたままの下着や衣類を身につけるようになる
	かなりの床ずれができています
	適度な食事を準備されていない
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない

(7) 高齢者への虐待発見チェックリスト

【家族の状況に見られるサイン】

チェック欄	サイン例
	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない

【地域からのサイン】

チェック欄	サイン例
	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相(草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている)を示している
	室内や住居の外にゴミがあふれ、異臭がしたり、虫がわいている状態である
	高齢者が、気候や天気が悪くても、長時間外にいる姿がしばしばみられる
	高齢者が、道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる
	近所付き合いがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる

～ 高齢者虐待に関する相談窓口一覧 ～

【 総合相談窓口 】

◎瀬戸市地域包括支援センター その他別紙 ※在宅での虐待相談

所在地	電話番号	FAX 番号
基幹型包括支援センター 瀬戸市役所内	88-1294	88-2633

◎瀬戸市高齢者福祉課 ※施設での虐待相談

所在地	電話番号	FAX 番号
瀬戸市追分町64番地の1	88-2623 (直通)	88-2633

【 被虐待高齢者の安全確保に緊急性や事件性があるとき 】

◎守山警察署生活安全課 ※緊急性が高い場合は、110番通報してください。

所在地	電話番号
名古屋市守山区脇田町401	052-798-0110

◎瀬戸市役所基幹型包括支援センター(法律相談・予約制)

所在地	電話番号
瀬戸市追分町64番地の1	88-1294(直通)

～ 高齢者虐待に関する相談窓口一覧 ～

【 総合相談窓口 】

◎尾張旭市地域包括支援センター ※在宅での虐待相談

所在地	電話番号	FAX 番号
新居町明才切57（尾張旭市保健福祉センター内）	55-0654	51-1880

◎尾張旭市役所長寿課 ※施設での虐待相談

所在地	電話番号	FAX 番号
東大道町原田 2 6 0 0 - 1	76-8143（直通）	52-3749

【 被虐待高齢者の安全確保に緊急性や事件性があるとき 】

◎守山警察署生活安全課 ※緊急性が高い場合は、110番通報してください。

所在地	電話番号
名古屋市守山区脇田町 4 0 1	052-798-0110

◎尾張旭市役所市民活動課（法律相談・予約制）

所在地	電話番号
東大道町原田 2 6 0 0 - 1	76-8126（直通）

～ 高齢者虐待に関する相談窓口一覧 ～

◎尾張東部権利擁護支援センター（成年後見制度）

所在地	電話番号
日進市竹の山4-301 (日進市障害者福祉センター内)	75-5008

◎瀬戸市社会福祉協議会（日常生活自立支援事業）

所在地	電話番号
瀬戸市川端町1丁目31番地	84-2011

【認知症等に関する相談】

◎認知症の人と家族の会愛知県支部（愛知県認知症電話相談）

所在地	電話番号
東海市養父町北堀畑58-1	0562-31-1911

虐待防止委員会規程

令和6年4月1日

井上病院ケアプランセンター

(委員会の設置)

第1条 医療法人社団順心会が運営する井上病院ケアプランセンター(以下「事業所」という。)が行う介護保険サービスにおいて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者の安全と人権保護の観点から虐待の防止とその適切な対応(以下「虐待防止」という。)の推進に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の目的)

第2条 この規程は委員会の運営について、必要な事項を定める事を目的とする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2) 委員長は管理者が担当する。

3) 委員の選任については、委員長が指名した者とする。

4) 委員長に事故等あるときは、委員長が指名したものがその職務を代行する。

5) 委員長が指名した委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

6) 事業所においては、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努める。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、年2回以上開催する。

- 2) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者(地域包括支援センターや他事業所等)の出席を求めることができる。
- 3) 委員会は書記を指名し議事録を整備する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 倫理綱領を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待を早期に発見するポイント」に従い、「虐待発見チェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の虞があるときは、虐待防止受付担当者に報告する。
- 5) 研修委員会と日程の調整を行い、虐待防止に係る研修を年2回以上行うこととする。
- 6) 事故防止委員会より、事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。
- 8) 委員会はヒヤリ・ハット事例を蓄積し、委員会にて分析及び実施体制の評価・検証を行う。分析結果を本部会議に報告し対策等を法人内で共有する。

(委員会の責務)

- 第6条 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員は、日頃より人格(アイデンティティ)の向上にも努めるものとする。
 - 3) 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
 - 4) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の虞のある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(その他)

第7条 苦情及び説明・同意については事業所の利用契約書及び重要事項説明書に準拠し対応する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、法人にて協議し定めるものとする。

附 則 この規程は令和6年4月1日から施行する。